

○財務省告示第八十二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、財務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十七年財務省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第百二十六条</u>及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）<u>第三十二条</u>第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第五節まで（法第六十八</p>	<p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第百二十四条</u>及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）<u>第三十条</u>第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第五節まで（法第六十八</p>

条第一項、第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第三十二条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

第一項、第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第三十条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。